

Q & A

Q:大学(学部)で「大学における必要な科目」(25科目)を履修済み(もしくは履修中)で、これから大学院進学を考えています。京都大学で、「大学院における必要な科目」(10科目)の履修が可能な大学院はどこですか？

A:次の2つです。

教育学研究科 教育学環専攻 臨床心理学コース 修士課程 (研究者養成プログラム
もしくは教育実践指導者プログラム) [教育学研究科全体の定員:42名]
人間・環境学研究科 [若干名]

Q:科目等履修生制度や聴講生制度で「公認心理師となるために必要な科目」を履修することは可能ですか？

A:法律では、大学・大学院において科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つとなっていることから、科目等履修生制度を活用して履修した科目(聴講生制度は聴講のみで科目履修はできません)を、受験資格の要件として認めることができません。

Q:教育学部に学士入学した場合、「大学における必要な科目」(25科目)が履修できますか？

A:基本的には、2年間で「大学における必要な科目」(25科目)を履修できるように整備しています。

Q:他大学を卒業後に学士入学する場合、2つの大学で履修した科目をあわせて、「大学における必要な科目」(25科目)をそろえることで、受験資格の要件を充たすことはできますか。

A:法律では、大学・大学院において科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つですので、2つの大学のうち、どちらか一方の大学の在籍中(入学から卒業までの間)に25科目を履修する必要があります。

Q:本学の他学部を卒業後、教育学部に学士入学する場合、他学部在籍中に履修した「大学における必要な科目」も、受験資格の要件として認められますか。

A:法律では、大学・大学院において科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つですので、両者をあわせる形で要件を充たすことはできません。

Q:卒業(修了)はせず、中退した場合でも、「必要な科目」が履修済みであれば、受験資格の要件を充たすことができますか。

A:法律では、大学・大学院において科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つですので、必要な科目が履修済みであっても、卒業・修了していなければ、受験資格は認められません。

Q:「大学院における必要な科目」を修了した後に、「大学における必要な科目」を履修するという順番でもよいですか。

A:法律では、大学において科目を修めてから大学院で科目を修めるという順番で記載されていることから、大学院修了後に大学という順番は認められておりません。

Q:「大学における必要な科目」のうち履修できていない科目を、大学院在籍中に履修することで要件を満たすことはできますか。

A:法律では、大学において科目を修めてから大学院で科目を修めるという順番で記載されていることから、大学院進学後に大学という順番は認められておりません。

Q:「大学院における必要な科目」のうち、同一科目の対応科目を複数履修した場合、そのうちの一つを、内容的に合致するものであれば、「大学における必要な科目」として読み替えることは可能ですか？

A:法律により、「大学における必要な科目」は、大学(学部)在籍中に履修する必要があります。また、「大学院における必要な科目」と「大学における必要な科目」は相互に読み替えることはできません。なお、どの開講科目を「必要な科目」にあてるかは、大学で判断し認めらうえで、国に申請する必要があり、個人の側で読み替えるものではありません。

Q:現在、修士課程の学生ですが、今から受験資格を得るにはどうしたらよいですか。

A:教育学研究科臨床心理学コースもしくは人間・環境学研究科に在籍されている場合には、各大学院の担当窓口にお問い合わせください。それ以外の大学院に在籍されている場合には、新たに「大学における必要な科目」および「大学院における必要な科目」を履修することが必要です。

Q:通信制大学で「大学における必要な科目」を履修し卒業した後、こちらの大学院に進学して「大学院における必要な科目」を履修し修了すれば、受験資格が得られますか？

A:通信制大学の「学部」に入学し、「必要な科目」を履修し卒業している場合であれば、該当します。但し、通信制大学で「科目等履修生」として履修している場合は該当しません。

Q:入学予定です(もしくは在学中です)。公認心理師の受験資格を得るためにはどうすればよいか、どんな科目を履修すればよいか、知りたいです。

A:次の①②の両方により把握してください。

①4月上旬に京都大学で開催される、公認心理師科目履修ガイダンスに出席してください。

②また、制度や受験資格等についての基本情報については、公式の情報源である、一般財団法人 心理研修センターのホームページ内「試験について」や、厚生労働省ホームページ内「公認心理師」を各自で参照し、把握することをお勧めします。

Q:現在在学中です。自分がすでに履修している科目が、「公認心理師となるために必要な科目」に該当しているか知りたいです。

A: 次の①②の両方により把握してください。

①毎年4月上旬に開催される、公認心理師科目履修ガイダンスに出席して説明を受けてください。毎年出席することを推奨します。

②「在学生用の読み替え科目リスト」および「公認心理師在学者説明会資料」を参照して、各自でご確認ください。

2017年度(平成29年度)以前の入学者の場合→「公認心理師在学者説明会資料」の「受験資格の特例について②」の通りです。

2018年度(平成30年度)以降の入学者の場合→「公認心理師在学者説明会資料」の「大学における必要な科目」25科目および「大学院における必要な科目」10科目をすべて履修することが求められます。

Q:心理職や教育職の経験があれば、「必要な科目」の免除はありますか。

A:法律においては、原則として、実務経験に応じた科目の免除といった制度はありません。ただし、心理職や教育職の経験が、現任者の条件を充たしていれば、現任者講習受講による受験ルート(Gルート)をとることが可能です。